

## 「施設整備計画書」の活用

財務局では、土地の取得、施設の新築・改築・増築及び改修、床の借上げ等に当たり、コスト縮減効果の大きい企画・計画段階での取組として、平成13年度（2001年度）から「施設整備計画書」の制度を取り入れています。

本制度は、公有財産の需要や施設の整備計画に関する調査を行い、公有財産の有効活用や施設の適正な整備を図ることを目的としています。

建築保全部では、「施設整備計画書」のうち、主に施設の新築・改築・増築及び大規模改修に関与しています。予算要求に先立って各局から「企画書」の提出があり、見積り依頼を受けたものについて、施設整備の必要性、計画規模及び実施時期の妥当性、内容の合理性などを検証し、工程計画の作成や設計費・工事費等の見積りを行い、技術的見地からの所見を付した工事予算調書を作成しています（昨年度は55件を作成）。

これらの工事予算調書は、予算要求のスケジュールに合わせて、毎年5月から8月にかけて作成しており、作成後は各局に送付するとともに、予算担当部署及び財産管理担当部署に送付し、予算査定にも活用されています。